

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
農地基本台帳の整備に関する事務	農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託の一者随意契約について	指摘1	【現状・問題点】 他に対応できる事業者が想定できないのであれば一者随意契約とすることに合理性が認められるが、「他の業者では多大な時間と経費を要するため」では一者随意契約の理由として妥当ではない。 【意見】 本事業は、2以上のものから見積書を徴する必要がある。	一者随意契約を実施する場合の理由等の考え方について部署内で共有しました。今後、一者随意契約とする際には、供給元が限定される、法令で定めがある等、契約の相手方を一者に特定する具体的な理由を明記してまいります。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	60
農地基本台帳の整備に関する事務	設計価格の内訳の明確化について	指摘2	【現状・問題点】 委託契約の中に受託者から徴している参考見積金額を予定価格として、その予定価格を契約金額としているのが見受けられた。加えて、それらの中には契約金額の内訳が不明なため、委託料が業務内容に見合っているのかが不明確なものもあり、また、間接費が適正に設定されているのかが不明確なものもあった。 【意見】 市においては、予定価格及び契約金額の内訳とその算定根拠を明確にしておく必要がある。	予定価格及び契約金額の内訳について、見積書等の内容を具体化するための考え方や手法について部署内で共有しました。今後は、予定価格の内訳について記載を具体的に求めること等により、予定価格及び契約金額の内訳とその算定根拠を明確にしております。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	61
商業事業補助金	提出された証憑類の確認方法について（柏市商店街活性化事業補助金）	指摘3	【現状・問題点】 支出金額の内訳や積算根拠等を説明する資料の提出は受けておらず、補助対象経費としての適切性や金額の妥当性に係る確認が不十分であった。 【意見】 本来、適当かどうか判断に迷う領収書が提出された場合には、当該商店会等から該当する支出に係る業務内容等を聴取するだけでなく、領収書に記載された金額の内訳等を把握し、その積算根拠との整合性を確認するとともに、商店会等名義の預金口座からの出金記録や帳簿の記載内容との整合性を確認する等、補助対象の経費として実態があり、かつその額が不合理なものではないことを確認することが必要である。	ご指摘があった商店会については、領収書に記載された金額の内訳等を把握し、積算根拠との整合性を確認するために、個別にヒアリング調査を実施いたしました。また、5月30日付で「柏市商店街活性化事業補助金の適切な執行について」市内全商店会に対し通知文を発送し、補助金の適正な使用に努めるよう周知いたしました。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	100
インフォメーションセンター運営事業	受託事業者の財務状況を記載した書類の徴収について	指摘4	【現状・問題点】 受託事業者の財務状況を記載した書類を年次で市に提出することを受託事業者の義務として定めているが、市は当該書類の提出を受けておらず、督促等も行っていなかった。 【意見】 今後も複数年度契約にて外部の事業者に事業を委ねる場合には、受託事業者の財務状況を記載した書類の徴収の要否をあらためて整理するとともに、受託事業者からの提出書類として定めたものについては網羅的に徴収した上で、内容の確認等を適切に行われたい。	過年度の財務状況を記載した書類は、指摘を受け受託事業者から徴収しました。インフォメーションセンター運営事業は令和6年度末で終了しておりますが、今後、財務状況を記載した書類徴収の要否について整理してまいります。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	121
消費生活相談事業	多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書に基づく報告について	指摘5	【現状・問題点】 「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」の千葉県弁護士会への報告を令和4年度に行うことを失念しており、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」の報告と合わせて令和5年5月25日に報告を行っていた。 【意見】 市は協定書のとおり、千葉県弁護士会に1年に1回、相談の配点結果等の相談名簿所定の事項を相談名簿に記載し、報告を行うべきである。	「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」の報告は令和6年4月12日付け柏市消第59号にて報告済み。並びに「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」の報告も令和7年4月21日付け柏市消第79号にて報告済み。多重債務相談に応じる弁護士会名簿配布にあたっての協定書第6条による報告については、担当者のみならず、複数人で、毎年年度初めに報告することを確認するようにしている。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	169
計量検査等事業	定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士の報告書提出について	指摘6	【現状・問題点】 市に代検査届出書を提出している計量士で計量士報告書を提出していない計量士が多数存在している。 【意見】 計量法施行規則で計量士報告書の提出が義務付けられていることから、市に代検査届出書を提出し、登録している計量士全員から毎年度、計量士報告書を提出することを促すべきである。	4月30日を経過してまだ提出がない計量士に対して、電話による催促を行いました。電話が繋がらない、または、電話催促後も提出がない計量士に対しては、催促通知を送付し、報告書の提出を促す対応をしました。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	188
計量検査等事業	計量業務概要（令和5年度実績）の記載誤りについて	指摘7	【現状・問題点】 「計量業務概要（令和5年度実績）」の検査実績等で記載誤りが散見された。 【意見】 立入検査実績等について、適切に公表すべきである。	記載誤りの箇所を訂正し、ホームページ上に掲載しました。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	188
計量検査等事業	柏市消費者行政の概要（令和5年度実績）の記載誤りについて	指摘8	【現状・問題点】 「柏市消費者行政の概要（令和5年度実績）」の電気用品安全法に基づき表示が義務付けられた製品（表示の有無、表示内容等）について実施した立入検査の実績で記載誤りがあった。 【意見】 法律に基づいた業務であるため、業務を行った実績を適切に公表すべきである。	記載誤りの箇所を訂正し、ホームページ上に掲載しました。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	192
一般財団法人柏市まちづくり公社	固定資産台帳と貸借対照表の不一致について	指摘9	【現状・問題点】 固定資産台帳を作成しているが、令和5年度の貸借対照表に計上されている建物の帳簿価額と固定資産台帳上の建物の期末簿価が不一致となっていた。 【意見】 固定資産台帳は繰り越して次期以降も使用されるため、不一致の項目は修正し、財務諸表と固定資産台帳は常に一致する状態としなければならない。	令和6年度の決算書から固定資産台帳を訂正しました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	225

一般財団法人柏市まちづくり公社	建設仮勘定の過大計上について	指摘10	【現状・問題点】 旧社屋の解体工事に係った支出の21,846千円は、旧社屋の除却に係る支出であり、会計処理上は費用又は損失として計上する項目である。したがって、公社の令和5年度財務諸表においては、この分の支出が過小計上となっている。 【意見】 決算作業を行うにあたっては、建設仮勘定の管理及び内容の見直しを適正に行い、過大計上や、本勘定への振替漏れ、または減損の発生の有無などを慎重に確認しなければならない。	新社屋の建設を中止したため、令和6年度の決算において、全ての支出内容について会計処理を行ったうえで決算報告書を作成しました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	226
一般財団法人柏市まちづくり公社	賞与引当金の未計上について	指摘11	【現状・問題点】 貸借対照表に賞与引当金が計上されていない。 【意見】 適正な期間損益計算及び負債を網羅的に計上するためにも、期末決算において、賞与引当金の見積計算を行い、繰入額を正味財産増減計算書に計上すべきである。	より正確な決算をするため令和6年度決算において、賞与引当金を計上しました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	227
一般財団法人柏市まちづくり公社	財務諸表の注記における計上漏れについて	指摘12	【現状・問題点】 以下の注記が記載されていない。 ・有形固定資産の減価償却方法の注記は、実際の減価償却方法を正確に表してはいない。 ・汚水施設修繕保証引当金の記載は行われていない。 ・公社の貸借対照表には、事業積立資産として1億円が計上されており、内容は満期保有目的の債券であるため、決算においては次の注記が必要であった。 【意見】 適正な注記の記載を行う必要がある。	令和6年度の決算書から適正に表示しました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	228
一般財団法人柏市まちづくり公社	まちづくり事業推進業務委託契約書について	指摘13	【現状・問題点】 まちづくり事業推進業務委託契約には以下の問題がある。 ・当契約は一方随意契約とされているが、契約書があるのみで、契約締結時の執行同一式が記録として残されていないため、その妥当性については監査できない。 ・市の外郭団体である公社では、単年度の予算により運営されており、契約は予算に基づき行われることを考えると、次年度以降にも支出を伴う自動更新条項は法人運営に馴染まない。 ・契約書において、詳細な内容は別紙まちづくり業務委託仕様書に定めるとあるが、別紙の仕様書は作成されていない。 ・当契約は利益相反取引（直接取引）に該当し、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けることが必要であったが、公社はその承認をしていなかった。 【意見】 ・当契約の委託先は、当公社の事務局長が代表の法人であり、執行同一式がなくても、実務的な問題は起きていない可能性もあるが、法人内の契約規程等の内部規定に準じた事務手続を行わなければならない。 ・長期的・安定的に契約を締結する目的であれば、契約規程に「長期継続契約」の定めがあるため、その要件に照らして検討すべきである。 ・令和6年度の業務内容を明確にする為にも、仕様書の作成等、契約規程に準拠した手続が実施しなければならない。 ・公社の利益が犠牲になっていないことを確認し、今後も同様な取引を実施する場合に必要な手続や運用のルールを定め、法律の規定に準拠した法人運営を実施しなければならない。	契約規則に準じて事務を進めるよう職員に周知徹底を行い、内部規定等に準じて事務を行っていきます。 契約の自動更新については、文書により解除の意思表示を行い、契約は解除しました。 令和6年度の事業報告については、業務内容を確認するとともに、その成果や報告書の提出を求め、検査確認及び支払いを完了しました。 仮に今後このような取引がある場合には、理事会の承認手続を採ることとします。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	230